

協議第 2 2 号

介護保険事業の取扱い（協定項目 2 0）について

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	20 介護保険事業の取扱い	整理番号		事務事業名	
調整方針案	介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 要介護認定については、現行のまま存続する。 2. 介護保険料賦課徴収については、合併時に再編する。 3. 利用者負担軽減については、吾妻町の例にならない合併時に統合する。 4. 老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、合併後に再編する。				
項目	現 況			調整内容	
	東 村	吾 妻 町			
1. 要介護認定	主治医意見書作成手数料 全国ベースの基準単価設定。 新規在宅1件5,250円 新規施設1件4,200円 継続在宅1件4,200円 継続施設1件3,150円 訪問調査委託料 吾妻郡統一の基準単価設定。 在宅 1件3,800円 施設 1件2,000円 繰入金 認定に係る費用は、介護保険事務費等繰入金として一般会計から繰入。 要介護認定申請受付 申請代行者として居宅介護支援センター及び在宅介護支援センター、申請代理人として、親族、家族・民生委員等でも受付ける。 1次判定 認定ソフトで判定を行う。 2次判定 吾妻広域町村圏振興整備組合に要介護認定審査を委託	主治医意見書作成手数料 全国ベースの基準単価設定。 新規在宅1件5,250円 新規施設1件4,200円 継続在宅1件4,200円 継続施設1件3,150円 訪問調査委託料 吾妻郡統一の基準単価設定。 在宅 1件3,800円 施設 1件2,000円 繰入金 認定に係る費用は、介護保険事務費等繰入金として一般会計から繰入。 要介護認定申請受付 申請代行者として居宅介護支援事業所及び介護保険施設、申請代理人として、親族、家族・民生委員等でも受付ける。 1次判定 認定ソフトで判定を行う。 2次判定 吾妻広域町村圏振興整備組合に要介護認定審査を委託		【調整の区分】 現行のまま存続 【具体的な調整方針案】 現行事業の継続	

項目	現況		調整内容
	東村	吾妻町	
2. 介護保険料賦課徴収	<p>介護保険料率 平成15年度～17年度 第1段階16,200円(年) 第2段階24,300円(年) 第3段階32,400円(年) 第4段階40,500円(年) 第5段階48,600円(年)</p> <p>賦課 第1号被保険者(65歳以上の住民)の保険料を賦課する。 暫定賦課 本算定 随時賦課 保険料還付 保険料の徴収猶予・減免 督促手数料は、150円</p>	<p>介護保険料率 平成15年度～17年度 第1段階14,700円(年) 第2段階22,100円(年) 第3段階29,400円(年) 第4段階36,800円(年) 第5段階44,200円(年)</p> <p>賦課 第1号被保険者(65歳以上の住民)の保険料を賦課する。 暫定賦課 本算定 随時賦課 保険料還付 保険料の徴収猶予・減免 督促手数料は、100円</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編</p> <p>【具体的な調整方針案】 普通徴収の納期回数は国保税に準ずるように調整する。 その他督促手数料なども国保税に準ずるように調整する。</p>
3. 利用者負担軽減	<p>[食事の標準負担額減額認定] 介護保険施設入所者の食事の本人負担額を軽減。 対象者と負担額 (1)老齢福祉年金受給者のみの世帯で世帯全員が住民税非課税者...1日300円 (2)生活保護受給者の世帯...1日300円 (3)世帯全員が住民税非課税世帯...1日500円 (4)上記以外の場合...1日780円</p> <p>[訪問介護利用者負担額減額認定] 訪問介護サービス費の利用者負担額を減額 対象者 (1)低所得者 (2)障害者ホームヘルプサービス利用者</p> <p>[社会福祉法人等による利用者負担軽減] 社会福祉法人等により提供される介護サービスのうち、所得の低い方の利用料を当該社会福祉法人が減免。</p>	<p>[食事の標準負担額減額認定] 介護保険施設入所者の食事の本人負担額を軽減。 対象者と負担額 (1)老齢福祉年金受給者のみの世帯で世帯全員が住民税非課税者...1日300円 (2)生活保護受給者の世帯...1日300円 (3)世帯全員が住民税非課税世帯...1日500円 (4)上記以外の場合...1日780円</p> <p>[訪問介護利用者負担額減額認定] 訪問介護サービス費の利用者負担額を減額 対象者 (1)低所得者 (2)障害者ホームヘルプサービス利用者</p> <p>[社会福祉法人等による利用者負担軽減] 社会福祉法人等により提供される介護サービスのうち、所得の低い方の利用料を当該社会福祉法人が減免</p>	<p>【調整の区分】 合併時に統合</p> <p>【具体的な調整方針案】 吾妻町の例にならい統合する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		<p>【特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額】 離島等地域に所在する指定訪問介護事業者が特別地域加算をすることにより、利用者の自己負担分が増額することから、利用者負担額を減額制度。</p>	
4.老人保健福祉計画・介護保険事業計画	<p>「老人保健福祉計画」は、高齢者の保健及び福祉に関わる総合的な計画。 「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となるサービスに関する計画。 両計画は、3年ごとに5年を1期とした計画として一体的に作成。</p>	<p>「老人保健福祉計画」は、高齢者の保健及び福祉に関わる総合的な計画。 「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となるサービスに関する計画。 両計画は、3年ごとに5年を1期とした計画として一体的に作成。</p>	<p>【調整の区分】 合併後に再編 【具体的な調整方針案】 計画については、現行のとおり新町に引き継ぎ平成18年度より始まる次期計画を策定する。</p>